**診断書（成年後見用）を作成していただく医師の方へ**

※診断書を作成する医師へお渡しください。

　　　　　　　　　　　　熊本家庭裁判所後見センター（受付）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０９６－２０６－５０９１，０９６－２０６－５１８４，

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ０９６－２０６－２２５８

先生が担当されている患者さんに，後見開始，保佐開始，補助開始，任意後見の利用が検討されています。医師の診断書は，これらの制度利用にあたって，本人の判断能力を判定するための重要な資料になっており，ご理解とご協力をお願いします。

診断書等から本人の判断能力を判定できる場合には，鑑定をしないこともありますが，一定の事案では鑑定が必要になります。そこで，診断書を作成していただいた先生には，別紙の診断書附票にもお答えくださいますようお願いしています。なお，鑑定は，通常，主治医の先生に依頼しています（精神科医や精神保健指定医である必要はありません）。

正式な鑑定依頼につきましては，家庭裁判所から書面等（鑑定依頼書・宣誓書・鑑定料請求書）を送付する方法により行います。成年後見制度における鑑定は，訴訟事件における鑑定とは異なり，通常，鑑定人に家庭裁判所にお越しいただくことはありません。

診断書・鑑定書の作成方法が不明な場合には，最高裁判所のホームページから，「成年後見制度における診断書作成の手引」及び「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」を取り寄せることができますので，併せてご利用ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裁判所ホームページ　http://www.courts.go.jp）

＜診断書の記載にあたっての留意事項＞

１　診断名について

**精神上の障害に関する診断名**について必ず記入してください。

２　判断能力判定についての意見

　　最近の本人の判断能力に基づき記入してください。たとえば，判断能力の低下は現 在軽度であるが，将来予測で｢後見相当｣とすることは適当ではありません。

　　後見，保佐，補助類型の違いについては次の内容を参考にしてください。

**自己の財産を管理・処分することができない（後見相当）。**

判断能力がない，あるいはほぼない常態。たとえば，日常的な買い物も誰かに代わりにやってもらう必要がある（身体的疾患などの理由を除く），意思疎通が困難，見当識障害や記憶障害が重い，などが認められることが多い。

**自己の財産を管理・処分するには，常に援助が必要である（保佐相当）。**

判断能力が著しく不十分な常態。たとえば，日常の買い物程度は単独あるいは援助があればできるが，重要な財産行為（不動産の売買や金銭の貸し借り等）は難しい。

**自己の財産を管理・処分するには，援助が必要な場合がある（補助相当）。**

判断能力が不十分な常態。たとえば，重要な財産行為について，本人ができるかも

　　 　しれないが，本人自身も判断能力に不安を感じており，誰かに援助してもらった方がよ　　 いと感じている。（※補助の開始には本人の同意が必要）。